労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

岐阜労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岐阜県最低賃金（昭和55年岐阜労働基準局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月18日

岐阜労働局長　原田　浩一

第４号中「１時間1,001円」を「１時間1,065円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛知県最低賃金（昭和55年愛知労働基準局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月18日

愛知労働局長　小林　洋子

第４号中「１時間1,077円」を「１時間1,140円」に改める。

香川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、香川県最低賃金（昭和55年香川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月18日

香川労働局長　友住弘一郎

第４号中「１時間970円」を「１時間1,036円」に改める。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和七年九月二日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和七年九月十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

測量及び調査を行った者の名称	申請を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
愛知県	愛知県知事	都市計画道路大府東浦線の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	愛知県大府市森岡町三丁目の一部
愛知県	愛知県知事	主要地方道瀬戸大府東海線の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	愛知県長久手市岩作高根の一部
北陸地方整備局金沢河川国道事務所	北陸地方整備局長	一級河川梯川改修鍋谷川改修事業の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	石川県小松市千代町の１部
岐阜県	岐阜県知事	県営経営体育成基盤整備事業八布施地区の確定測量図及び調査簿	岐阜県中津川市福岡字西八布施、字中八布施、字横手、字高ノ巣の各一部
岐阜県	岐阜県知事	県営中山間地域総合整備事業阿木地区の確定測量図及び調査簿	岐阜県中津川市阿木字ヒヤケ、字赤坂、字丁子ヶ平、字野内、字上細田、字西ヶ洞、字一丁田、字寺島、字山下、字浮流、字小皿田、字沼田、字深田、字池ノ田の各一部
四国地方整備局土佐国道事務所	四国地方整備局長	一般国道55号　南国安芸道路工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	高知県香南市野市町下井字ラノ丸の一部

四国地方整備局徳島河川国道事務所	四国地方整備局長	一級河川旧吉野川自然再生事業所要の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	徳島県鳴門市大麻町板東字西カルカヱの一部、徳島県鳴門市大麻町桧字カルカヱの一部
四国地方整備局徳島河川国道事務所	四国地方整備局長	一般国道32号下三防災工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	徳島県三好市山城町下三字市山の一部、徳島県三好市山城町下川字ナガ〃の一部
四国地方整備局那賀川河川事務所	四国地方整備局長	一級河川那賀川改修工事（下大野地区）における土地の使用に伴い作成した地図及び調査簿	徳島県阿南市下大野町渡り上りの一部
宮城県	宮城県知事	岩沼地区第１分区農山漁村地域復興基盤総合整備事業確定図及び調査簿	宮城県岩沼市下野郷の一部、押分の一部、玉浦西の一部、名取市堀内の一部
宮城県	宮城県知事	岩沼地区第２分区農山漁村地域復興基盤総合整備事業確定図及び調査簿	宮城県岩沼市下野郷の一部、押分の一部
宮城県	宮城県知事	岩沼地区第５分区農山漁村地域復興基盤総合整備事業確定図及び調査簿	宮城県岩沼市寺島の１部
四国地方整備局徳島河川国道事務所	四国地方整備局長	一級河川旧吉野川自然再生事業所要の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	徳島県板野郡藍住町乙瀬字北新田の一部

公　告

諸　事　項

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第２項の規定に基づく公告

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月18日

国土交通大臣　中野　洋昌

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第１項第１号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、令和７年９月19日から令和８年９月18日までの間、当該工作物を同項第１号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町岩山字押堀1900番４に所在する木造平屋建の建築物一棟及びこれらに附属する工作物（通称「岩山団結小屋」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第１項の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月18日

国土交通大臣　中野　洋昌

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第１項第１号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、令和７年９月19日から令和８年９月18日までの間、当該工作物を同項第１号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町朝倉字山王台460番２に所在する木造平屋建の建築物二棟及びこれらに附属する工作物（通称「三里塚野戦病院」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第１項の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。